

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年3月30日(2017.3.30)

【公開番号】特開2014-179322(P2014-179322A)

【公開日】平成26年9月25日(2014.9.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-052

【出願番号】特願2014-48490(P2014-48490)

【国際特許分類】

H 01 R 13/648 (2006.01)

H 01 R 13/46 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/648

H 01 R 13/46

A

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月21日(2017.2.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

挿入軸に沿ってシールドされた通信用ジャックと係合するためのシールドされた通信用
プラグであつて、

　　プラグハウジングと、

　　少なくとも部分的に前記プラグハウジングの周りに配置されたプラグシールドと、

　　前記プラグハウジングと前記プラグシールドとの間の遷移であつて、前記シールドされ
た通信用プラグの垂直軸に対して角度をなす遷移と、
を備え、

　　前記垂直軸は、前記挿入軸に対して略垂直であり、

　　前記遷移は、前記シールドされた通信用プラグが前記シールドされた通信用ジャックと
係合した場合に、少なくとも1つのジャックタブと接触することを特徴とするシールドされ
た通信用プラグ。

【請求項2】

　　前記遷移は前記垂直軸に対して約10度の角度をなす、請求項1に記載のシールドされ
た通信用プラグ。

【請求項3】

　　前記遷移は前記垂直軸に対して約5度からの約15度の範囲の角度をなす、請求項1に
記載のシールドされた通信用プラグ。

【請求項4】

　　前記遷移は前記垂直軸に対して約3度からの約17度の範囲の角度をなす、請求項1に
記載のシールドされた通信用プラグ。

【請求項5】

　　前記遷移は前記垂直軸に対して約3度からの約45度の範囲の角度をなす、請求項1に
記載のシールドされた通信用プラグ。

【請求項6】

　　前記プラグハウジングはプラスチック製である、請求項1に記載のシールドされた通信
用プラグ。

【請求項 7】

前記プラグシールドは金属製である、請求項 1 に記載のシールドされた通信用プラグ。

【請求項 8】

前記遷移は前記シールドされた通信用プラグの少なくとも 1 つの側部で起こる、請求項 1 に記載のシールドされた通信用プラグ。

【請求項 9】

少なくとも 1 つのジャックタブを備えるシールドされた通信用ジャックを有する通信用機材と、

挿入軸に沿って前記通信用ジャックに挿入されるシールドされた通信用プラグと、
を備え、

前記シールドされた通信用プラグは、 プラグハウジングと、少なくとも部分的に前記プラグハウジングの周りに配置されたプラグシールドと、前記プラグハウジングと前記プラグシールドとの間の遷移と、を含み、

前記遷移は、前記シールドされた通信用プラグの垂直軸に対して角度をなしてあり、

前記垂直軸は、前記挿入軸に対して略垂直であり、

前記遷移は、前記少なくとも 1 つのジャックタブと接触することを特徴とする通信システム。

【請求項 10】

前記遷移は前記垂直軸に対して約 10 度の角度をなす、請求項 9 に記載の通信システム。
。

【請求項 11】

前記遷移は前記垂直軸に対して約 5 度からの約 15 度の範囲の角度をなす、請求項 9 に記載の通信システム。

【請求項 12】

前記遷移は前記垂直軸に対して約 3 度からの約 17 度の範囲の角度をなす、請求項 9 に記載の通信システム。

【請求項 13】

前記遷移は前記垂直軸に対して約 3 度からの約 45 度の範囲の角度をなす、請求項 9 に記載の通信システム。

【請求項 14】

前記プラグハウジングはプラスチック製である、請求項 9 に記載の通信システム。

【請求項 15】

前記プラグシールドは金属製である、請求項 9 に記載の通信システム。

【請求項 16】

前記遷移は前記シールドされた通信用プラグの少なくとも 1 つの側部で起こる、請求項 9 に記載の通信システム。

【請求項 17】

挿入軸に沿って、シールドされたプラグに接続するためのシールドされた通信用ジャックであって、

プラグ受容孔を備えるジャックハウジングと、

前記プラグ受容孔と共に配置されたタブと、
を備え、

前記タブは、前記シールドされたプラグのシールドに直接的に接触するよう構成された前縁を備え、前記前縁は、垂直軸に対して角度をなしており、前記垂直軸は、前記挿入軸に対して略垂直であることを特徴とするシールドされた通信用ジャック。

【請求項 18】

前記前縁は前記垂直軸に対して約 10 度の角度をなす、請求項 17 に記載のシールドされた通信用ジャック。

【請求項 19】

前記前縁は前記垂直軸に対して約 5 度からの約 15 度の範囲の角度をなす、請求項 17

に記載のシールドされた通信用ジャック。

【請求項 20】

前記前縁は前記垂直軸に対して約3度からの約17度の範囲の角度をなす、請求項17に記載のシールドされた通信用ジャック。

【請求項 21】

前記前縁は前記垂直軸に対して約3度からの約45度の範囲の角度をなす、請求項17に記載のシールドされた通信用ジャック。